

当健保組合では、 インフルエンザ予防接種事業を 実施しています！



当健保組合では、被保険者(被扶養者を除く)である希望者を対象としたインフルエンザ予防接種を実施しています。定期健康診断を集団健診で実施している事業所については、集団接種の実施に向けた調整が事業所担当窓口により行われます。対象事業所に所属する方は各事業所担当窓口からの案内にご留意ください。

なお、事業所で集団接種を受けることができない方は、最寄りの医療機関で個別に予防接種を受けてください。

今シーズンは新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されています。インフルエンザ感染予防のため、積極的にご活用ください。

●対象者

被保険者のみ(被扶養者は補助の対象になりません)

●実施要領

区 分	A：右記以外の事業所	B：定期健康診断を集団健診で実施している事業所
実施方法	最寄りの医療機関での個別接種	①各事業所での集団接種 ②集団接種が不可能な場合は、最寄りの医療機関での個別接種
実施時期	10月1日～12月31日	10月1日～12月31日
費 用	上限3,500円(税込)までを実費補助。 上限額を超えた部分は自己負担(※1)	①自己負担なし ②上限3,500円(税込)までを実費補助。 上限額を超えた部分は自己負担(※1)
精算方法	補助金申請書を翌年1月20日〆切で健康保険組合あてに提出⇒2月分給与で支給	①医療機関から健康保険組合あてに一括請求 ②補助金申請書を翌年1月20日〆切で健康保険組合あてに提出⇒2月分給与で支給

(※1)自己負担分について、カフェテリアポイントの対象者はポイント申請が可能です。ポイント申請については、ホームページの「インフルエンザ予防接種にかかるQ&AのQ7」および「人事ポータル掲載のカフェテリアプランマニュアル」をご確認ください。

(マニュアル閲覧方法:■飛躍ポータル⇒部門ポータル⇒人事⇒福利厚生 カフェテリアプラン/ベネフィットステーション⇒マニュアル⇒305 予防接種補助)

●申請書類

最寄りの医療機関で個別接種を受けられた方は、右記申請書をダウンロードしてご提出ください。



●インフルエンザ予防接種補助の詳細は下記をご覧ください

インフルエンザ予防接種補助の詳細は右記をご覧ください。



コロナと同時流行の可能性あり

インフルエンザにも 備えよう

インフルエンザの流行は、例年11月下旬～12月上旬にかけて始まり、1月下旬～3月にピークを迎えます。今年の冬は、季節性インフルエンザウイルスと新型コロナウイルスによる感染症の同時流行が懸念されています。両者の症状は似ているため判別がむずかしく、診療時の混乱が予想されます。インフルエンザ対策もしっかり行って、感染予防に努めましょう。

監修：特定非営利活動法人健康経営研究会理事長
労働衛生コンサルタント 岡田邦夫



詳しくはWEBで▶

